

令和4年8月

○基本指針

市町村は、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

◎見直しが必要な場合

支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が量の見込みと大きく乖離している場合

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）

○見直しの考え方

- 実際にどのような方法で見直しを行うかは、(中略)地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により平常時の実績の想定が困難であって、令和4年に中間年の見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施

※「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（以下、「考え方」という。）

1. 教育・保育施設の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 実績値の把握

「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」は、令和3年4月1日時点の実績値に基づく。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1) の実績値が、支援事業計画における「量の見込み」と比較し、10%以上の乖離がある場合は原則として見直しが必要と判断する。

(3) 要因分析・「量の見込み」の補正

「実績値」と「量の見込み」との間にかい離が生じている要因を精査の上、見直しが必要と判断した場合、「量の見込み」の補正を行う。

- 「量の見込」の算定にあたっては、「推計児童数」と「支給認定割合」に基づき算定する。
- 推計時には想定できなかった事情(大規模マンション建設による児童数の増加、出生率の増加等)を考慮するなど、過去の実績値のトレンドや政策動向、地域の実情等を踏まえた補正を行う。
※特に保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性就業率の上昇傾向に留意

(4) 提供体制の確保の内容

(3)により「量の見込」を補正した場合、必要により各年度における提供体制の確保の内容と実施時期についても変更を検討する。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に合わせて、必要に応じ、「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行う。

事業	留意点
放課後児童クラブ	利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う。
延長保育事業 病児保育事業	保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う。
一時預かり事業	一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦(主夫)家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
その他の事業	事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。